

## スタートアップ/先進的事業支援事業 Q&A

### 1. 先進的取組支援事業の「イ プラットフォームの構築」とはどのようなことを指しているのか。

一公募要領別表に記載のとおり、「民間団体等が、食品関連事業者から食品の寄附の相談を一括して受け付けるプラットフォームとなり、活動地域の異なる多数（3団体以上）のフードバンク活動団体（食品関連事業者その他のものから未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等にこれを無償で提供するための活動を行う団体）と連携し、物流コスト等の観点で効率的な提供先を調整し、円滑に食品の受入れ・提供を行う」ことを指す。連携するフードバンク活動団体は、フードバンク活動以外にパントリーも行っている団体は対象となるが、フードバンク活動以外のみを行う団体は対象とならない。なお、連携するフードバンク活動団体がNPOか否か等、団体の規模は要件となっていない。他のフードバンクは、活動地域が異なることを条件とするが、活動地域の一部が被っていることは排除していない。なお、県を超えることは要件としない。

### 2. R6.2.12 までの事業終了時の報告書は事業終了1か月後までに提出するのか？

一事業期間が R6.2.12 の場合、報告書の締め切りも R6.2.12 である。事業期間が R5.12.31 の場合、報告書の締め切りは R6.1.31 である。

### 3. 他の補助を受けている場合に重複で申請可能か。

一同じ費目でも内容が重なっていなければ申請可能である。

### 4. 行政とのコーディネートに関して、市町村との包括連携協定などにより、イベントでのパントリーについても対象になるか。

一対象になりうる。ただし、申請者が一般企業の場合、行政とのコーディネートは応募ができない。

### 5. 事業実施時期、回数、内容などは提出後の変更不可か。

一変更について、軽微な変更かどうか判断し、重大な変更の場合は実施計画の変更が必要。交付決定した金額の増加は不可。

申請時に提案書の内容を広く設定しておくことをお勧めする。

### 6. スタートアップ補助の「定額」には上限額があるか。例えば、「1億円」の勉強会を仕立てた場合でも全額支給するというのか。

一個別団体の申請額に上限は基本的にないが、予算に限りがあるため、全団体の申請総額がオーバーした場合、均等に按分する。

また、個々の申請についても根拠となる書類の提出が必要。その妥当性に不足があれば、見直しを求める場合もある。

以上